

一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款

神建安住第 382 号

平成 16 年 3 月 31 日（制定）

平成 16 年 6 月 8 日（改正）

平成 16 年 12 月 20 日（改正）

平成 17 年 3 月 31 日（改正）

平成 18 年 9 月 30 日（改正）

平成 19 年 4 月 1 日（改正）

平成 24 年 9 月 6 日（改正）

平成 25 年 4 月 1 日（改正）

平成 25 年 10 月 1 日（改正）

平成 27 年 3 月 5 日（改正）

平成 28 年 10 月 1 日（改正）

平成 29 年 4 月 1 日（改正）

平成 30 年 4 月 23 日（改正）

平成 31 年 4 月 1 日（改正）

令和 1 年 5 月 1 日（改正）

令和 3 年 1 月 1 日（改正）

令和 3 年 4 月 1 日（改正）

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 申請者（以下「甲」という。）と、甲の依頼により業務の対象となる建築物（以下「対象住宅」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」という。）を行う一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「乙」という。）との間で締結される契約は、この適合証明業務契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

（契約）

第 2 条 契約は、甲が料金を添えて行う適合証明業務に係る申請に対し、乙が別記 [第 1 号様式] に定める引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）を交付することをもって締結されたものとする。

2 前項に係る契約に際して、乙がこの約款を執務場所に掲示している場合は、引受承諾書への約款の添付を省略することができる。ただし、甲がその添付を求めた場合はこの限りでない。

（責務）

第 3 条 甲及び乙は、契約に係る適合証明業務を円滑に遂行するため、独立行政法人住宅金融支援機構法のほか、建築基準法等の関係法令並びに一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）等に定められた事項を遵守する。

2 乙は、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務料金規程に定める料金（以下「料金」という。）の一覧を執務場所に掲示しなければならない。

3 乙は、引受承諾書に定められた業務を的確に遂行するとともに、甲からの相談及び業務の進行状況に係る照会等に対し、誠実に対応しなければならない。

4 甲は、乙の求めに応じ、適合証明業務の遂行上必要となる情報等を乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙が適合証明業務を実施するため、対象住宅及びその敷地へ立ち入る場合は、特段の理由がない限りこれを拒否してはならず、また、乙から指摘された申請図書等の不備等に対しては、すみやかにこれを訂正しなければならない。

第2章 業務

(業務)

第4条 乙が行う業務は、適合証明業務における設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査又は中古住宅適合証明に係る業務とする。

(業務を行う期日等)

第5条 乙が、適合証明業務に係る業務を行う期日・時間は、次に掲げる休日以外の日の午前9時から午後5時30分までとし、正午から1時間の休憩時間を置くものとする。なお、そのうち、受付は午後5時までとする。

- 一 日曜日及び土曜日（ただし、中間現場検査及び竣工現場検査にあつては日曜日）
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 三 12月29日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 協会が特に定めた日

(検査期間等)

第6条 甲から申請された適合証明業務を乙が遂行する期間は、業務ごとに次に掲げる期日とする。ただし、期日の算定にあたっては、受付日及び前条に掲げる休日は当該期間に参入せず、また、その期間の末日が休日に該当する場合は、その翌日をもって満了日とする。

(1) 設計検査（計画変更検査を含む。）に係る業務

- ① 対象住宅の区分が「共同建て」に該当するものにあつては、引受日より21日以内
 - ② 対象住宅の区分が「一戸建て等」に該当するものにあつては、引受日より7日以内
- ただし、優良住宅取得支援制度の適用を受けるもので、長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、設計住宅性能評価書、次世代住宅ポイント対象住宅証明書又はグリーン住宅ポイント対象住宅証明書等を活用するもの以外にあつては、引受日より14日以内

また、対象住宅又は対象住宅を含む建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物の場合は、21日以内とする。

(2) 中間・竣工現場検査に係る業務

現場検査申請書に記載された現場検査予定日又は竣工予定日又は引受日より7日以内

(3) 中古住宅適合証明に係る業務（(4)に掲げるものを除く。）

現地調査日より7日以内

(4) 中古住宅特例融資、中古・リノベ適合証明に係る業務

- ① 現況検査に係る業務は、現地調査日より14日以内
- ② 中古住宅適合証明に係る業務は、現地調査日より7日以内

(5) 賃貸住宅リフォーム融資適合証明に係る業務

①賃貸住宅リフォーム工事計画の確認に係る業務は、引受日より14日以内

②賃貸住宅リフォーム工事適合証明に係る業務は、現地調査日より7日以内

- 2 乙は、甲の非協力、第三者の妨害、天災等、乙の責に帰することのできない事由により期間内に当該業務を終了することができない場合は、前項の規程に拘らずその期間を延長することができる。なお、この場合の延長期間は、遅延事由の解除後、甲乙協議してこれを定める。

(申請手続等)

第7条 適合証明業務に係る申請手続等、機構の定める業務方法書（以下（業務方法書）という。）及び業務規程によるものとする。

- 2 乙は、中間現場検査若しくは竣工現場検査において、その計画が大幅に変更されたと認める場合は、甲に対し、当該検査申請書を取下げ、別件として新たな申請を行うよう求めることができる。
- 3 甲は、乙より第2項の規定に基づく求めがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

(料金の収納等)

第8条 甲は、乙と適合証明業務契約を行う場合は、乙が引受承諾書を交付する前に料金を現金で乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、緊急の場合等で甲及び乙でその納入方法を別に定めた場合は、適用しない。なお、この場合における振込み費用等の納入に係る費用は、甲の負担によるものとする。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定により収納した料金は、返還しない。ただし、第10条第2項に該当する場合は、この限りでない。
- 4 甲の依頼のある場合に限り、乙は料金領収書を甲へ交付する。

(通知書等の交付)

第9条 乙は、第4条に掲げる業務にあたり甲の申請に基づき実施した検査の結果、当該住宅が機構の定める基準に適合することを認めたときは、業務方法書に定める通知書等を、甲に交付する。

- 2 乙は、第6条の各号に掲げる業務にあたり甲の申請に基づき実施した検査の結果、当該住宅が機構の定める基準に適合しないと認めたときは、別記〔第2号様式〕に定める適合しない旨の通知書等を、甲に交付する。

第3章 契約の解除等

(甲の解約権等)

第10条 甲は、乙が第4条に掲げる業務を完了しない期間中は、別記〔第3号様式〕に定める取下げ届による書面による通知を乙に行うことにより任意に契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号の一に定める事由が生じた場合は、書面をもって乙に通知することにより契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し、既に支払った料金の返還及び契約解除に伴う損害を受けた場合における賠償を求めることができる。なお、乙は、契約解除による損害を甲に請求できない。

- (1) 乙が正当な理由なく、第6条第1項に規定する期間内に業務を完了せず、また、その見込みがない場合
- (2) 乙がこの約款に違反していることにつき、甲が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合

(乙の解約権等)

第11条 乙は、甲がこの約款に違反していることにつき、乙が相当期間を定めて催告しても、是正されない場合、書面をもって甲に通知することにより契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約解除に伴う損害を受けた場合は、その賠償を甲に求めることができる。なお、甲は、契約解除による損害を乙に請求できない。

(乙の免責)

第12条 乙は、乙の行う適合証明業務に関し、次の各号の一に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて業務を遂行した場合
 - (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、乙が行う適合証明業務に係る対象住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証しない。
- 3 乙は、乙が行う中間現場検査、竣工現場検査又は中古住宅適合証明にかかる対象住宅に瑕疵がないことについて保証しない。

第4章 雑則

(個人情報及び秘密情報)

第13条 乙は、業務上知り得た甲の個人情報並びに秘密情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務その他公庫業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

2 乙は、適合証明業務に関して知り得た個人情報並びに秘密情報の適切な管理のため必要な措置を講ずる。

(別途協議)

第14条 この約款に定めのない事項で協議等が必要な事項又はこの約款に規定されている事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定める。

附則

この約款は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 17 年 1 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 24 年 9 月 6 日より施行する。

この約款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

[第1号様式]

引受承諾書

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

一般財団法人神奈川県建築安全協会

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第2条第1項の規定に基づいて引受けます。

記

1. 受付日
令和 年 月 日

2. 建設場所

3. 対象住宅の区分

【新築工事】

<input type="checkbox"/> フラット35、財形住宅	
<input type="checkbox"/> フラット35S	
フラット 35S 適用する 基準	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)
	<input type="checkbox"/> 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 耐震性 (<input type="checkbox"/> 免震 <input type="checkbox"/> 免震以外)
	<input type="checkbox"/> バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)
<input type="checkbox"/> 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性	
<input type="checkbox"/> 耐震性 <input type="checkbox"/> バリアフリー性	

【戸建形式】 一戸建て等 共同建て

4. 料金の額

- 設計検査 中間現場検査 竣工現場検査 竣工済特例
 設計検査後の変更

¥

5. 手数料の額の内訳

項目	単価	金額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
手数料 総計		

6. 特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会

〇〇〇部

Tel () - Fax () -

[第1号様式]

引受承諾書

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

一般財団法人神奈川県建築安全協会

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第2条第1項の規定に基づいて引受けます。

記

1. 受付日
令和 年 月 日

2. 建設場所

3. 対象住宅の区分

【中古住宅】

<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> マンション	
<input type="checkbox"/> フラット35のみ <input type="checkbox"/> フラット35+財形住宅融資 (リースプラス住宅、リースプラスマンション)	
<input type="checkbox"/> 財形住宅融資 (リースプラス住宅、リースプラスマンション) のみ	
<input type="checkbox"/> 財形住宅融資 (リース住宅、リースマンション) のみ	
<input type="checkbox"/> 中古住宅特例融資 <input type="checkbox"/> 中古・リノベ融資	
<input type="checkbox"/> 現況検査 (物件売買時)	
<input type="checkbox"/> 中古住宅適合証明	
フラット 35S 適用する 基準	<input type="checkbox"/> 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 耐震性 (<input type="checkbox"/> 免震 <input type="checkbox"/> 免震以外)
	<input type="checkbox"/> バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性
	中古タイプ基準の場合 <input type="checkbox"/> 開口部断熱 (省エネ) <input type="checkbox"/> 外壁等断熱 (省エネ) <input type="checkbox"/> 段差解消 (バリア) <input type="checkbox"/> 手すり設置 (バリア)
特に優良な住宅基準	<input type="checkbox"/> 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性 <input type="checkbox"/> 耐震性 <input type="checkbox"/> バリアフリー性

4. 料金の額

¥

5. 手数料の額の内訳

項目	単価	金額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
手数料 総計		

6. 特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会

〇〇〇部

Tel () - Fax () -

[第1号様式]

引受承諾書

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

一般財団法人神奈川県建築安全協会

下記の適合証明業務に関する申請について、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第2条第1項の規定に基づいて引受けます。

記

1. 受付日
令和 年 月 日

2. 建設場所

3. 対象住宅の区分

【賃貸住宅リフォーム】

一戸建て等 共同建て

- 賃貸住宅リフォーム融資 (住宅セーフティネット)
 賃貸住宅リフォーム融資 (耐震改修)
 賃貸住宅リフォーム融資 (省エネ住宅)
 賃貸住宅リフォーム融資 (サービス付き高齢者住宅)

4. 料金の額

- 賃貸住宅リフォーム工事計画確認 賃貸住宅リフォーム工事適合証明
 工事計画確認後の変更

¥

5. 手数料の額の内訳

項目	単価	金額
基本手数料		
減額・割引後手数料		
手数料 総計		

6. 特記事項

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会

〇〇〇部

Tel () - Fax () -

[第2号様式]

適合しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

一般財団法人神奈川県建築安全協会

平成 年 月 日に業務契約を行いました下記の申請については、検査等の結果、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準に適合しませんので、神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 受付日 平成・令和 年 月 日
2. 受付番号 第 号
3. 建設場所
4. 申請の区分
設計検査申請 中間現場検査申請 竣工現場検査申請
中古住宅
 現況検査（物件売買時）申請
 適合証明申請
賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請 賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請
5. 対象住宅の区分
 新築住宅（ ） 一戸建て等 共同建て
 中古住宅（ ） 一戸建て等 マンション
 賃貸住宅（ ） 一戸建て等 共同建て
6. 適合しない理由

[連絡先]一般財団法人神奈川県建築安全協会

〇〇〇部

Tel () - Fax () -

[第3号様式]

取下げ届

令和 年 月 日

一般財団法人神奈川県建築安全協会 様

届出者氏名

印

下記の申請を取下げたいので、一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務契約約款第10条第1項の規程に基づき届出します。

記

1. 引受年月日 平成・令和 年 月 日

2. 引受番号 第 適合 号

3. 申請の区分

- 設計検査申請
- 中間現場検査申請
- 竣工現場検査申請
- 中古住宅
 - 現況検査（物件売買時）申請
 - 適合証明申請
- 賃貸住宅リフォーム工事計画確認申請
- 賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請

4. 建築場所、設置場所の地名地番

(備考)

- 1 届出者は、建築主としてください。
- 2 代理者が届出を行う場合は委任状を添付してください。
- 3 2通提出してください。
- 4 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。
- 5 この取下届は、当協会ですらット申請引受承諾書を交付されたもののみについて提出してください。